

運 営 規 程

通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス

介護老人保健施設

グリーンビレッジ安行

〒334-0059

埼玉県川口市大字安行1145番地

TEL 048-299-0018（代表）

第1条 (目的)

医療法人社団武蔵野会が運営する、介護老人保健施設 グリーンビレッジ安行（以下、施設という）は、介護保険法令及び関係法令に基づき要介護状態又は要支援状態認定を受けた施設利用希望者に対し、通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスを行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨として、各種サービスを提供する。

第2条 (名称)

施設は、正式名称として、介護老人保健施設 グリーンビレッジ安行とする。

第3条 (方針)

- ① 施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づいて、明るく家庭的な雰囲気の中、医師による健康チェックや暖かな看護・介護・機能回復訓練によるリハビリ、健康維持の為にレクリエーションなどを行い、住み慣れたご家庭での療養が継続できるようにお手伝いさせていただくことを目指す。
- ② 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスに努めていく。
- ③ 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む）居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の施設、その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていく。

第4条 (利用者の定数)

利用定員 50名 (1単位)

第5条 (営業日及び営業時間)

営業日 月 火 水 木 金 土 の各曜日 (祝祭日も実施)

* 但し、年末年始 (12月31日～1月3日) を除く。

営業時間 9:00～17:30

10:00～16:15 (実サービス提供時間)

* 但し、その前後に排泄介助・身支度・送迎時間をもうける

第6条 (職員の定数)

別紙1にて明記

第7条 (職員の職務)

- ① 施設長は、施設の管理及び運営全般にあたり、職員を指揮管理して施設運営及び方針を達成するために努力する
- ② 医師は、利用者の診察・健康管理・保健衛生管理に従事するとともに、その家庭や地域社会の人々との保健教育に係る
- ③ 看護師・准看護師は、施設長・医師及び療養部長の命を受け、利用者の診察補助・投薬管理及び療養生活全般の看護及び機能回復訓練・レクリエーションなどを通所リハビリテーション計画に基づき従事する
- ④ 介護職員は、施設長・医師及び療養部長の命を受け、利用者が受ける各種サービスの介護補助・機能回復訓練・レクリエーションなどを通所リハビリテーション計画に基づき従事する
- ⑤ 理学療法士及び作業療法士は、医師の指示により通所（介護予防通所）リハビリテーション計画に基づき、利用者の機能回復訓練などに従事する
- ⑥ 支援相談員は、施設内の中心的役割を担い、利用者又は家族など施設利用時における相談・

調整・他職種との連携を通じ、明るく家庭的な雰囲気のもとで利用できるよう努める。また介護などに取り組む地域の人々の処遇などにも努める

第8条（業務分担）

1) 医師

- ① 利用者の診察・投薬など医学全般にかかわること
- ② 利用者及び職員の健康管理及び保健衛生、リハビリテーションに関すること
- ③ 利用判定会議・継続会議及び施設内会議への参画
- ④ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画への参画

2) 看護師・准看護師

- ① 医師の補助
- ② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士との協力
- ③ 医薬品の受払い
- ④ 健康相談・保健指導・環境衛生に関すること
- ⑤ 利用者の健康チェック
- ⑥ 通所（介護予防通所）リハビリテーション日誌の記録及び管理簿の作成・記録
- ⑦ 利用判定会議・継続会議及び施設内会議への参画
- ⑧ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画への参画
- ⑨ 利用者又は家族に対する看護指導
- ⑩ 通所（介護予防通所）リハビリテーション専用スペース・備品の確保
- ⑪ 他職種との協力など

3) 介護職員

- ① 利用者の介護に関する全般（食事・排泄・入浴・衣服の着脱など）
- ② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士との協力
- ③ 利用者の処遇に関すること（代筆・レクリエーションなど）
- ④ 通所（介護予防通所）リハビリテーション日誌への記録
- ⑤ 利用判定会議・継続会議及び施設内会議への参画
- ⑥ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画への参画
- ⑦ 利用者又は家族に対する介護指導
- ⑧ 通所（介護予防通所）リハビリテーション専用スペース・備品の管理
- ⑨ 他職種との協力など

4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- ① 医師の指示により、機能回復訓練に関すること
- ② 利用判定会議・継続会議及び施設内会議への参画
- ③ レクリエーションへの理学療法及び作業療法的指導と参画
- ④ 利用者・家族・看護師・介護職員などへのリハビリ訓練指導
- ⑤ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画への参画
- ⑥ 他職種との協力など

5) 支援相談員

- ① 利用者の処遇上の相談及び情報の提供
- ② 利用判定会議・継続会議及び施設内会議への参画

- ③ 利用者台帳の作成及び記録（生活歴・病歴・家庭状況など）
- ④ レクリエーションへの参画及び実施
- ⑤ 市町村及び居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者との連携及び協力など
- ⑥ ボランティアの受け入れ窓口
- ⑦ 通所（介護予防通所）リハビリテーション計画への参画
- ⑧ 他職種間との調整及び連携
- ⑨ 苦情相談窓口

第9条（通常の事業の実施地域）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーション事業の実施地域を、送迎片道30分圏内を目安に下記のように設定する

- ①川口市 ②蕨市 ③戸田市 ④草加市 ⑤越谷市 ⑥さいたま市

第10条（利用手続き）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供の開始に際し、あらかじめ居宅介護支援事業者及び利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定されている運営規定の概要・職員の勤務体制・その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない

第11条（受給資格など）

- ① 施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする
- ② 施設は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見書が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない

第12条（要介護認定の申請に係る援助）

- ① 施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、申請が既に行われているかを確認し、行われていない場合は利用申込者の意思をふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助をしなければならない
- ② 施設は、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている介護認定有効期間満了の30日前には行われるよう、援助しなければならない

第13条（心身の状況の把握）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供にあたり、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない

第14条（居宅介護支援事業者等との連携）

- ① 施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携にと努めなければならない
- ② 施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーション提供の終了に際し、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供、並

びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない

第 15 条（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（以下「施行規則」という）第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、利用者又は家族に対し居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対し届け出ることなどにより、通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行う為に必要な援助を行わなければならない

第 16 条（利用料について）

- ① 利用料詳細については、別表 2 に明記
- ② 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない

第 17 条（保険給付の請求のための証明書の交付）

施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しなければならない

第 18 条（通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス計画の作成）

- ① 医師及び理学療法士・作業療法士、その他専ら通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供に当たる通所（介護予防通所）リハビリテーション事業者（以下、「医師等の事業者」という）は、診療又は運動機能検査・作業能力検査を基に、共同して利用者の心身の状況、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス計画を作成しなければならない
- ② 医師等の事業者は、それぞれの利用者に応じた通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス計画を作成し、利用者又は家族に対しその内容等について説明しなければならない
- ③ 通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は当該計画に沿って作成しなければならない。また利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行わなければならない
- ④ 通所（介護予防通所）リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス計画に沿ったサービスの実施状況及びその評価を診療録に記載する

第 19 条 通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの取扱い方針

- ① 通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスは、利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するように目標を設定し、計画的に行わなければならない
- ② 施設は、自らその提供する通所（介護予防通所）リハビリテーションサービス・介護保健施設サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない
- ③ 通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び前条一項に

規定する通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスに基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う

- ④ 通所（介護予防通所）リハビリテーション事業者は、通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行う
- ⑤ 通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状・心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に痴呆状態である要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える

第20条（提供拒否の禁止）

施設は、正当な理由なく通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供を拒んではならない

第21条（サービス提供困難時の対応）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの通常の実施地域（通常時に提供する地域）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡・適当な他の地域の通所（介護予防通所）リハビリテーション事業者などの紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない

第22条（利用者に関する市町村への通知）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、延滞なく意見を付してその旨を市町村へ通知しなければならない

- ① 正当な理由無しに、通所（介護予防通所）リハビリテーション介護施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき
- ② 偽り、その他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

第23条（管理者等の責務）

- ① 施設の管理者は、医師・理学療法士・作業療法士又は専ら通所（介護予防通所）リハビリテーションの提供に当たる看護師の内から選任したものに、必要な管理の代行をさせることができる
- ② 施設の管理者又は前項の管理を代行するものは、職員にこの章の規定を厳守させるために必要な指揮命令を行うものとする

第24条（サービスにあたっての留意事項【揭示】【勤務体制】【利用定員】について）

- ① 施設は、利用者等の見やすい場所に運営規定の概要、通所（介護予防通所）リハビリテーション職員等の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない
- ② 施設は、利用者に対し適切な通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない
- ③ 施設は、当該通所（介護予防通所）リハビリテーションの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない

施設は、職員の資質向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。

- ④ 施設は、利用者定員を超えて通所（介護予防通所）リハビリテーションを利用させてはならない

第 25 条（非常災害対策）

- ① 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難・救出その他の訓練を行わなければならない
- ② 避難訓練を 6 月（夜間、夜勤者訓練） 12 月（通常勤務時間内想定・自衛消防隊含む）に行うこととする
- ③ 施設内倉庫に、非常食・飲料水を 3 日分確保する

第 26 条（衛生管理）

- ① 施設は、利用者の使用する施設内・食器その他の設備、又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を項ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない
- ② 施設は、施設及び通所（介護予防通所）リハビリテーションスペースにおいて感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない

第 27 条（守秘義務）

- ① 施設の職員は、正当な理由が無くその業務で上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしはならない
- ② 施設は、職員であったものが正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない
- ③ 施設は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ておかななければならない

第 28 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し要介護被保険者に該当施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない

第 29 条（苦情処理）

- ① 施設は、提供した通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために介護支援専門員、支援相談員を苦情受付の窓口とし、苦情が発生した場合には介護支援専門員、支援相談員から施設長に報告するとともに、関係各部署の調整にあたり必要な措置を講じなければならない
- ② 施設は、提供した通所（介護予防通所）リハビリテーション介護サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書が、その他の物件の提供もしくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導及び助言を受けた場合は速やかに必要な改善を行わなければならない
- ③ 施設は、提供した通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法 第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ）が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導・助言を受けた場合はそれに従い必要な改善を行わなければならない

第 30 条（緊急時の対応）

通所（介護予防通所）リハビリテーションの職員は、現に当該サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、主治の医師に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない

第 31 条（事故発生時の対応）

- ① 施設は、利用者に対する通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない
- ② 施設は、利用者に対する当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない

第 32 条（会計の区分）

施設は、通所（介護予防通所）リハビリテーション事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない

第 33 条（記録の整備）

- ① 施設は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない
- ② 施設は、利用者に対する通所（介護予防通所）リハビリテーションサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保管しなければならない

第 34 条（虐待防止のための措置）

事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の通りの措置を講ずるものとする

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修を年 2 回実施する
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を講ずる
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置を講ずる
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を実施するため委員会の設置と担当者の配置を行い、月 1 回の定期的な開催を行う
 - ⑤ 前 4 号に掲げる措置をまとめ高齢者虐待防止のための指針として作成、整備を講じて、施設内で閲覧が可能な環境とする
2. 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする

第 35 条（非常災害対策）

事業所は非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害（火災・風水害・地震等）に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。非常災害時には避難等の指揮を執る（1 年に 2 回の訓練を基本とする）

1. 事業継続計画（BCP）について

- ① 非常災害や感染症の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施
- ③ 定期的（年に 1 回程度）に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

をする

2. 大規模災害時のサービスの継続可否について

大規模な自然災害（台風、大雨、洪水等）や、交通災害（道路の破損、工事等）、感染症が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性があった場合など、有事の際の対応は当該事業継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じる

第 36 条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む

- ① 感染症の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる
- ② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する
- ③ 定期的(年に1回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をする

第 37 条（身体的拘束等の適正化に向けた取組み）

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない

2. 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という）を記録しなければならない

3. 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りでない

4. 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない

5. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない

- 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること
- 2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

第 38 条（ハラスメント）

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等に取り組んでいく。従業員から利用者、家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業員に対しての顧客ハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応する

第39条 (附則)

- ① この規定 平成17年04月01日より実施
- ② この規定 平成18年04月01日より実施
- ③ この規定 平成18年11月01日より実施
- ④ この規定 平成19年10月26日より実施
- ⑤ この規定 平成20年09月01日より実施
- ⑥ この規定 平成25年10月01日より実施
- ⑦ この規定 平成26年04月01日より実施
- ⑧ この規定 令和5年08月01日より実施
- ⑨ この規定 令和6年02月01日より実施
- ⑩ この規定 令和6年04月01日より実施

職員の定員数

< 従来型 >

職種	配置人数 (常勤換算数)	職務内容	必要配置基準
管理者	1人	施設従業員の管理、業務管理を一元的に行う	1人
医師 (管理者含む)	1.5人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う	100:1以上
看護職員	10.5人以上 (程度)	入所者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導及び看護を行う	3:1以上 (看護・介護の2/7程度)
介護職員	26.5人以上 (程度)		
介護支援相談員	1.5人以上	施設サービス計画の作成を行う	100:1以上
リハビリ職員	2.0人以上	医師、看護職員等多職種と協働して、リハビリテーション実施計画書を作成、利用者個々の能力に応じたリハビリの提供	100:1以上
支援相談員	2.0人以上	入所、退所及び受診等の調整、利用者や家族からの相談に対し社会的資源を提供しつつ適切に応じる	100:1以上
(管理) 栄養士	1.5人以上	入所者の栄養指導、栄養科職員の指導等を行う	100:1以上
薬剤師	1.0人以上	医師の指示に基づき調剤を行い、施設保管薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う	300:1以上
事務員	適当数		適当数
その他従業員	適当数		適当数

< 通所リハビリテーション >

職種	配置人数 (常勤換算数)	職務内容	必要配置基準
医師	1.0人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う	1名以上
看護職員	1.0人以上	入所者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導及び看護を行う	10:1以上 (合計5名以上)
介護職員	5.0人以上	入所者の着替え、食事介助、排泄介助、入浴介助及び体位交換など生活上の援助を行う	
リハビリ職員	2.0人以上	医師、看護職員等多職種と協働して、リハビリテーション実施計画書を作成、利用者個々の能力に応じたリハビリの提供	

職員の定員数

<ユニット型>

職種	配置人数 (常勤換算数)	職務内容	必要配置基準
管理者	1人	施設従業員の管理、業務管理を一元的に行う	1人
医師 (管理者含む)	1.5人以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う	100:1以上
看護職員	4.0人以上 (程度)	入所者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導及び看護を行う 入所者の着替え、食事介助、排泄介助、入浴介助及び体位交換など生活上の援助を行う	3:1以上 (看護・介護の2/7程度)
介護職員	10.0人以上 (程度)		3:1以上 (看護・介護の5/7程度)
介護支援相談員	1.5人以上	施設サービス計画の作成を行う	100:1以上
リハビリ職員	1.0人以上	医師、看護職員等多職種と協働して、リハビリテーション実施計画書を作成、利用者個々の能力に応じたリハビリの提供	100:1以上
支援相談員	1.0人以上	入所、退所及び受診等の調整、利用者や家族からの相談に対し社会的資源を提供しつつ適切に応じる	100:1以上
(管理) 栄養士	1.5人以上	入所者の栄養指導、栄養科職員の指導等を行う	100:1以上
薬剤師	1.0人以上	医師の指示に基づき調剤を行い、施設保管薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行う	300:1以上
事務員	適当数		適当数
その他従業員	適当数		適当数